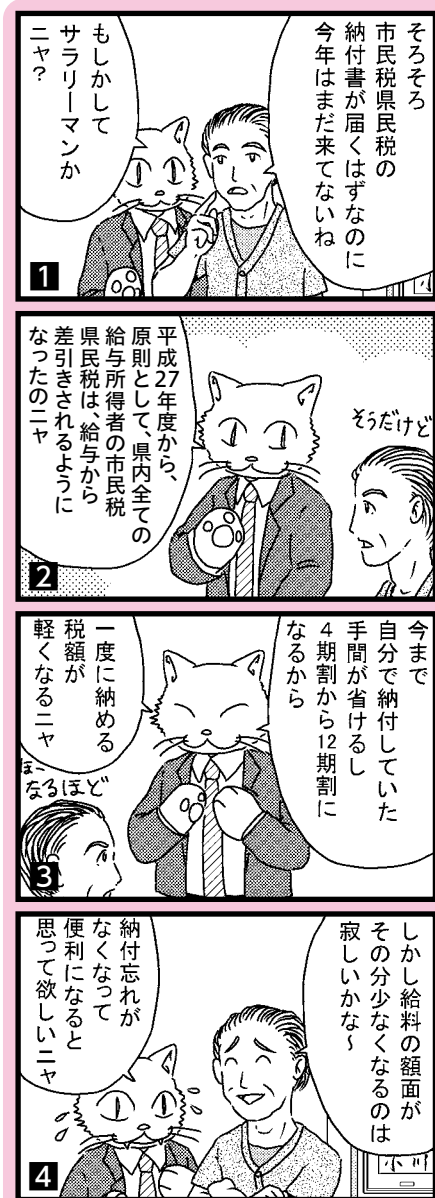


# 個人の市民税・県民税

平成27年度の個人市民税・県民税の納税・税額決定通知書と課税明細書を発送しますので、内容をご確認ください。また、市民税・県民税の課税や納付方法などについて併せてお知らせします。

## 徴収担当ニヤンニヤ係長 30



### 市民税・県民税の特別徴収義務者への指定を県内一斉実施

平成27年度から、会社などから給与の支払いを受けている人は、原則として、給与からの特別徴収となります。税額は、勤務先から渡される、「給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書」をご覧ください。

### 普通徴収の納付方法

事業所得、不動産所得などの所得がある人は、市から送付する納付書または口座振替で納めます。

### 納税・税額決定通知書と課税明細書の発送

▽発送予定日 4月1日現在、65歳未満の人 6月1日、65歳以上の人 6月8日。

▽納期 6・8・10月、翌年1月。一括または年4回払い。

### 納期内は、ペイジー納付ができます

パソコンや携帯電話からのインターネットバンキングや、銀行ATMを利用し、金融機関の営

業時間外でも納付できます。ペイジーの使い方など、詳しくは、各冊をご覧ください。

▽ペイジーの使い方 <http://www.pay-easy.jp/index.html>

### 対応金融機関など

▽納期内は、コンビニエンスストア、ゆうちょ銀行、郵便局でも納付できます

ただし、納付額が30万円を超えるものなど、バーコードが印字されていない納付書は、コンビニエンスストアでは納付できません。

### 特別徴収の納付方法

給与所得に関わる特別徴

収 会社など給与の支払者が、税額を6月・翌年5月の年12回に分けて、毎月給与支払いの際に納税者の給与から差し引き、納税者に代わって納めます。退職などにより給与の支払いを受

納付忘れがなくなると便利になると思っ

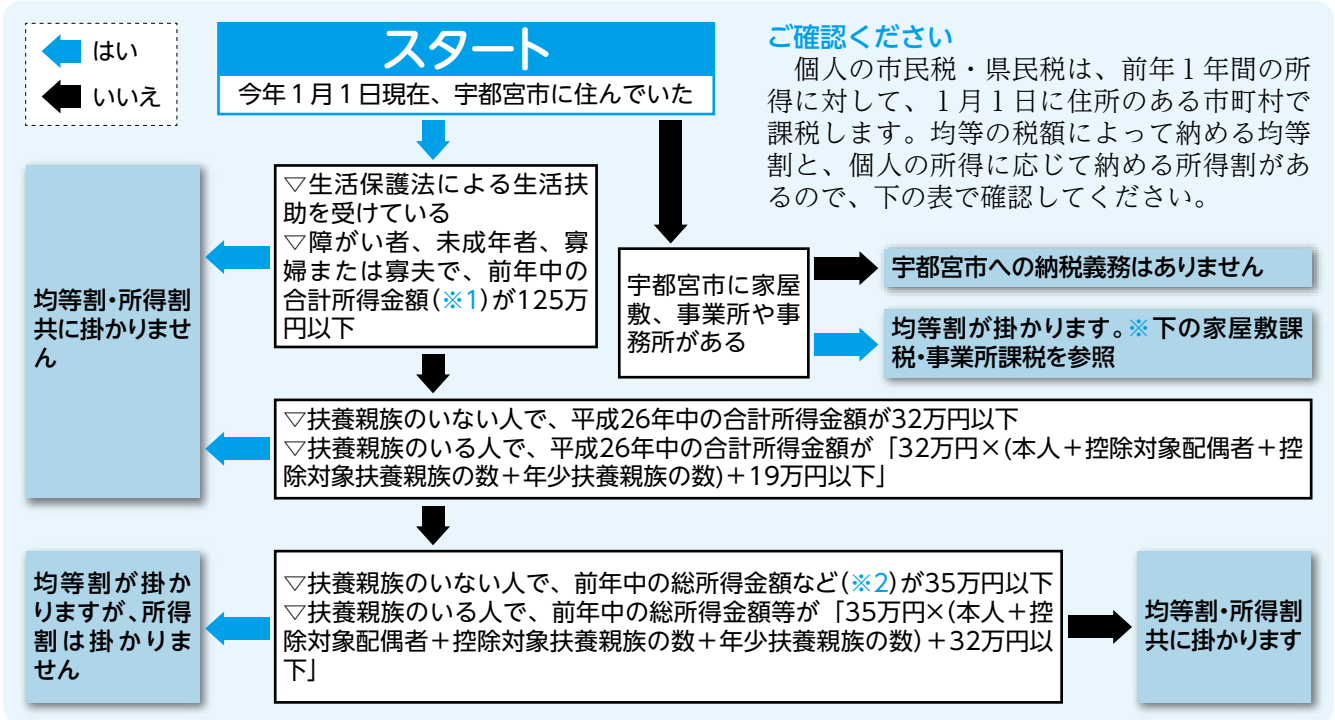
上の人の年金所得に関わる市民税・県民税は、年金支給時に年金の支払者が、税額を年金から引き落とし、納税者に代わって納めます。納付の方法は、9ページ以下の表をご覧ください。また、引き落とされる税額は、市民税・県民税税額決定通知書をご覧ください。

①退職の際に、給与などから残りの税額を一括して差し引かれる②会社などに再就職し、そこで引き続き特別徴収される。

年金所得に関する特別徴収 4月1日現在、65歳以上

本文中に記載がないものは、原則として、対象となりませんが、費用は無料、申込不要。  
 区 地区市民センター、出 出張所、進 生涯学習センター、参 うつのみや表参道スクエア、コ 地域コミュニケーションセンター、活 市民活動センター  
 HP ホームページ、Eメールアドレス、域 地域自治センター

※1 合計所得金額 純損失、雑損失などの繰越控除前の総所得金額など(※2)の金額。  
 ※2 総所得金額など 総所得金額(※3)、上場株式などに関わる配当所得の金額(分離課税)、土地などに関わる譲渡所得などの金額、株式などに関わる譲渡所得などの金額、先物取引に関わる雑所得などの金額、山林所得金額および退職所得金額の合計額(純損失、雑損失などの繰越控除後の金額)。



額は、給与からの特別徴収や納付書または口座振替で納めます。

▽年金からの引き落とし対象 次の全てに該当する人。  
①平成27年4月1日現在、65歳以上(昭和25年4月2日以前の生まれ) ②平成26年中に支払われた公的年金などに関わる市民税・県民税が課税になる ③平成27年1月1日以降、引き続き市内に住所がある ④介護保険料の特別徴収の対象。

それ以外の人の年金所得に関わる市民税・県民税は、納付書または口座振替で納めます。

▽確定申告などで年度の途中で税額が変更となる人  
年金から税額を引き落としできなくなるため、残りの税額を納付書または口座振替で納めます。

**65歳未満の年金受給者の皆さんへ**

平成27年4月1日現在、65歳未満の人の年金所得に関わる市民税・県民税は、特別徴収事業所に勤務する人は給与から特別徴収(引き落とし)で、それ以外の

**表 平成27年度の65歳以上の人の公的年金に関わる市民税・県民税の納付方法**

■平成26年度から引き続き、引き落としになる人

納税方法	年金からの特別徴収(引き落とし)					
	仮徴収			本徴収		
徴収月	4月	6月	8月	10月	12月	平成28年2月
税額	平成27年2月と同額を4・6・8月にそれぞれ引き落とし			年税額から仮徴収した額を差し引いた額を3回に分けて引き落とし		

■平成27年度から新たに(改めて)引き落としになる人

納税方法	普通徴収(納付書または口座振替)		年金からの特別徴収(引き落とし)		
	徴収月	6月	8月	10月	12月
税額	年税額の半分を2回に分けて納付書又は口座振替で納税		年税額の残り半分を10月から3回に分けて引き落とし		

**家屋敷課税・事業所課税**

人は、納付書または口座振替で納付します。なお、確定申告書や市民税・県民税申告書で、給与以外の所得に関わる税額の納付を、自分で納付することを希望した人は、年金所得に関わる市民税・県民税は普通徴収となります。

本市以外の市区町村で住民税が課税されている人も、次のいずれかに該当する人は、道路の管理やごみ

収集、消防・救急などの行政サービスを受けていることから、本市での、市民税・県民税の課税の対象となりますので、申告してください。

▽家屋敷課税 市内に住宅を所有する市外への単身赴任者など。  
▽事業所課税 市内に事務所や事業所がある市外居住の事業主など。  
▽税額 住民税の均等割5700円(市民税3500円+県民税2200円)。

※3 総所得金額 利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、総合課税の譲渡所得、雑所得、一時所得の金額の合計額。

◎この特集についての問い合わせは、市民税課☎(632)2217へ。